

阪教学第1534号
令和2年1月7日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田中 宏和 様
連 合 大 阪 大 阪 南 地 域 協 議 会
議 長 森 義仁 様
連 合 大 阪 泉 南 地 区 協 議 会
議 長 岸 茂朗 様

阪南市教育委員会
教育長 橋本 眞一

「学校の働き方改革」に関する要請に対する回答

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本市教育行政運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2019年12月18日付「学校の働き方改革」に関する要請に対し別紙のとおり回答いたします。

今後とも、本市教育行政の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当部署】

阪南市教育委員会事務局
生涯学習部
理 事 神藤 直樹

電 話：072-471-5678（内線 2350）
F A X：072-473-3504
E-mail：n-shintou@city.hannan.lg.jp

1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1)就労支援施策の強化について

<継続>

①地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。

映していくこと。

【回答】

市町村就職困難者就労支援担当職員（就労支援コーディネーター）等研修会において、当該事業の取り組み状況の意見・情報交換等を行い、好事例など情報共有するとともに、大阪府総合労働事務所南大阪センター及び泉大津市以南市町の関係機関で構成する「阪南地域労働ネットワーク」では、労働相談実務に関する研修会や意見・情報交換の実施など、関係機関相互の連携と労働相談担当者の対応能力の向上を図っているところです。

今後におきましても、関係機関等と連携を図り、他市町の好事例を参考に事業強化するとともに、相談員の資質向上や地域の実情を踏まえ創意工夫し、効果的な体制・支援制度となるよう努めてまいります。（まちの活力創造課）

<継続>

②障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

※大阪府における障がい者雇用状況は、用語集を参照

【回答】

「障がい者雇用ゼロ企業」に対しての事業所訪問やカウンセリングなどは、状況に応じて、ハローワーク障がい者就労支援担当や就労・生活支援センターと連携して調整いたします。

精神障がい者の職場定着に向けても、平成 30 年度から就労後の定着支援である就労定着支援サービスも利用を開始しており、就労定着支援事業所と連携を行いながら相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、障がい者雇用につきましては、自治体の法定雇用率を達成するとともに、募集・採用時の配慮とあわせ職場の環境づくりなども検討してまいります。

（市民福祉課）（人事課）

<継続>

③女性の活躍推進と就業支援について（★）

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

※大阪府（「**おおさか男女共同参画プラン**」に掲載）の「**女性の就業率**」の目標値と現状は、用語集を参照

【回答】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する市町村推進計画にあたる阪南市男女共同参画プラン（第 3 次）の着実な推進を確保するため、本市の実情をふまえた施策を立案するとともに、庁内の推進体制を整備し毎年進捗状況の調査を行い、阪南市男女共同参画推進審議会に報告して評価を受けています。

また、女性の活躍推進につきましては、本市の地域就労支援事業の一つとして、令和元年 6 月に女性を限定とした「在宅ワークセミナー」を開催するなど、女性の就業支援施策にも努めているところです。今後も他の自治体での好事例等を参考にしながら、女性の活躍推進に向けた取り組みを進めてまいります。（人権推進課）（まちの活力創造課）

(2) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が 2020 年 4 月から施行される（中小企業は 2021 年 4 月）。本年 4 月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年 5 月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

【回答】

各種労働法制の改正による混乱等が生じないように、国や大阪府など関係機関と連携し、周知啓発に努めてまいります。また、商工会等関係機関と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等のさまざまな媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組むとともに、

労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。
(まちの活力創造課)

<継続>

②法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえて SNS を活用した労働相談の実施も検討すること。

【回答】

社会問題化している「ブラック企業」などに関する相談等を受けた場合には、労働基準監督署や大阪府など労働相談窓口への円滑な誘導を図るとともに、新規開業企業経営者や悪質な企業等への対策については、国や大阪府など関係機関と協議し適切に対応してまいります。また、SNS を活用した労働相談の実施についても検討してまいります。
(まちの活力創造課)

<継続>

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGs が掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

【回答】

本市の地域就労支援事業の一つとして、パソコン技術習得による就労支援等を行っております。また併せて、今後は雇用情勢や就業ニーズ等を踏まえ、効果的な講座等の開催を検討してまいります。(まちの活力創造課)

(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

<継続>

①男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進して

いくこと。

【回答】

ワーク・ライフ・バランス社会や男女共同参画社会を実現するには、男性の育児・家事への積極的な参加が重要であり、また、性別に関係なく仕事と家庭の両立が求められています。そうしたことを踏まえ、男性の育児参加や仕事と家庭の両立の推進につきましては、国や大阪府等と連携を図りながら、窓口・広報誌・市ウェブサイト等のさまざまな媒体を活用し、周知啓発を図ってまいります。（まちの活力創造課）

< 継続 >

②治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

【回答】

病気の治療と仕事の両立を図り、病を患った人が生きがいを感じながら働けるよう、国や大阪府など関係機関と連携を図るとともに、ニーズを踏まえた両立支援体制について調査・研究してまいります。

また、厚生労働省委託事業である「がん対策推進企画等連携事業」が作成した「がん対策推進企業アクション」のチラシやポスター等の資材提供を受けるなど「がんでもやめなない、やめさせない」啓発活動に取り組んでいます。更なる「がん検診受診率アップ」に向け、保健センターだけでなく防災コミュニティーセンター（阪南まもる館）や各地域で健康教育、健康相談等を行うことで、病気の早期発見・早期治療に努め、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止が図れるよう取り組んでまいります。（まちの活力創造課）（健康増進課）

< 新規 >

(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

【回答】

本市では、阪南市入札参加停止要綱に基づき、市が発注する工事等の適正な履行の確保に努めています。（総務課）

< 新規 >

(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

また生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。

【回答】

毎月1日発行している「広報はんなん」の抜粋版を英語・中国語・韓国語の3言語で翻訳版広報誌を作成し、各公民館・保健センター・地域交流館・尾崎駅に設置するとともに、ウェブサイトに掲載を行っています。

今後も、国や大阪府等と連携を図りながら、さまざまな媒体を活用し、支援体制の整備・拡充を図ってまいります。（秘書広報課）（まちの活力創造課）

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

【回答】

中小企業の技術・技能の伝承につきましては、ものづくりは人づくりを基本に考え、商工会等関係機関と連携し、各種施策の構築を図るとともに、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）の活用や商工会と連携した施策との融合により、市内中小企業の販路開拓などの支援に努めてまいりたいと考えております。なお、地元でリーダーとなる企業については、阪南ブランド十四匠として企業認証を実施し、市の各種施策において、お互いに協力できる体制づくりを構築しており、種々の事業において、PR活動を展開しております。今後におきましても、なお一層、協力体制を深めていき支援の拡充を図ってまいります。（まちの活力創造課）

<新規>

② 若者の技能五輪への挑戦支援について

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

【回答】

商工会等の機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対し、技能五輪への挑戦の機運を醸成する周知を検討してまいります。（まちの活力創造課）

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【回答】

中小企業向け融資制度が有効かつ実効性のある制度となるよう、窓口・広報誌・市ウェブサイト等のさまざまな媒体を活用し周知を図るとともに、商工会等関係機関と連携を図り、市内企業に対して周知に努めてまいります。（まちの活力創造課）

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

【回答】

企業の防災対策を入札における加点要素に加えることについては、業務委託等においてプロポーザル方式（提案型）を導入しており、その選定基準において業務の実施体制を評価項目としています。

また、事業継続力強化支援計画の策定については、市内事業者の防災、減災や発災時の初動対応手順等の実効性を確保いただけるよう、商工会との共同策定に向け、連携して検討しているところです。（総務課）（まちの活力創造課）

<継続>

(2)下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

【回答】

中小企業の公正取引の確立に向けた下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、下請取引適正化推進の啓発等につきましては、監督行政および商工会等関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めるとともに、大阪府など関係機関と連携を図り、公正取引の

確保に向けて取り組んでまいります。(まちの活力創造課)

<継続>

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。

【参考：総合評価入札導入 20 市】

大阪市、泉大津市、豊中市、河内長野市、東大阪市、茨木市、岸和田市、堺市、枚方市、富田林市、高槻市、箕面市、高石市、柏原市、**阪南市**、池田市、寝屋川市、**泉佐野市**、吹田市、八尾市（導入年度順）

【回答】

総合評価入札制度の早期拡充に関しては、本市では、現在優れた技術提案を求める業務委託等において、プロポーザル方式（提案型）を導入しており、総合評価入札制度の導入にあたっては、組織の体制が整っていないため導入にいたっておりません。

公契約条例の制定に関する関係事業団体との研究会などの設置については、大阪府等の動向を踏まえ検討してまいります。(総務課)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進 (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、**地域包括ケア**の推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】

第 7 期**阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画**に基づき、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでおります。

介護サービスの提供体制につきましては、計画にも各種事業を掲げ、地域包括支援センターや医療・介護関係者と課題の把握及び対応等を協議し、財政状況を踏まえ、効果的な提供体制を構築しております。

また、**泉佐野泉南医師会圏域 3 市 3 町**共同で医師会に業務委託を行ない、在宅医療・介護関係者に関する相談支援を行うなど、利用者、医療保険者、被保険者の声が届くよう調整を行っています。加えて、本市の「医療と介護の多職種連携会議」での協議を踏まえ、在宅医療や介護に関する市民向け講演会を開催し、地域住民の理解を促進してまいります。(介護保険課)

<継続>

(2) 予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

【回答】

大阪府が主体となっている「おおさか健活マイレージアスマイル」事業に対し、広報誌への記載をはじめ保健センターや市役所等にポスター掲示やチラシを配架するなど市民へ広く啓発を行っています。併せて2019年9月から11月までの「おおさか健活フェスタ2019」に参加し、乳がん検診や認知症を支援する講演会をアスマイルポイント対応イベントとして実施しています。（健康増進課）

<新規>

(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

【回答】

阪南市民病院におきましては、病院運営主体の指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、その中で、国が進める働き方改革などに取り組むとともに、病院職員のスキルアップのための研修も実施しています。（健康増進課）

(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と人材の定着

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

【回答】

人材確保定着の為、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもとづき、阪南市におきましても、泉州地域介護人材確保連絡会議を定期的に行い、毎年、数回、各市町村で行われるイベントに参加し、啓発活動を行うなかで福祉への関心及び担い手確保の支援を行っています。

また、介護労働者の処遇改善につきましては、大阪府の指導を受けるとともに、社会福

祉法人及び指定居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業者の指導・監査等を担当する広域福祉課（泉佐野市役所内）と連携し、介護保険課としても指導・監督を行っております。

なお、サービス提供責任者及び介護労働者に対するキャリアアップ等の研修につきましては、各関係事業所に周知し積極的な参加を行っております。（介護保険課）

<新規>

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

【回答】

地域包括支援センターとは、より実効ある機能を発揮できるよう、毎月情報共有等を行う会議を実施し、それ以外にも随時、突発的な事例や必要に応じた連携を行っております。介護離職防止にもつながる介護の現状に対する理解を深めるため、地域住民や企業に向けて在宅医療や介護に関する市民向け講演会を開催していきます。（介護保険課）

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<継続>

① 待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。

【回答】

現在、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて取り組んでおります。今後とも、本計画に基づき、適切な確保方策に努めてまいります。（こども政策課）（こども家庭課）

<継続>

② 保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答】

現在、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などは子どもの数や学級数等に応じた人

員配置を行っており、処遇については、民間や近隣団体を参考としています。今後も研修などを通じて保育や幼児教育の質の確保に努めてまいります。

市内の民間認定こども園とは、すでに定期的な意見交換の場を設けており、今後は、範囲を拡大する予定としております。

放課後児童支援員の労働条件、職場環境の改善、正規・常勤雇用や給与水準の確保、適切な配置や研修の機会の確保等については、適切に行われるよう積極的に指定管理者と協議を行なってまいります。また、保育の質の向上につなげるよう、指定管理者と定期的に意見交換の場を設置してまいります。

(人事課) (こども政策課) (こども家庭課) (学校教育課) (生涯学習推進室)

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

【回答】

現在、公立保育所において、看護師等を配置し、体調不良児対応型病児保育事業を実施しています。また、すべての保育所及び認定こども園にて延長保育事業を実施しています。

今後も、事業を継続実施し、保育の質を確保しながら、人員配置等の充実に努めるよう努めてまいります。(こども家庭課)

<新規>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

【回答】

全国とも、企業主導型保育施設への指導・監査につきましては、年1回以上の実施が望まれております。本市におきましても、市職員が毎年、立ち入り検査を実施しており、今後も継続実施するよう努めてまいります。(広域福祉課)

<補強>

(6)子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

【回答】

現在、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、「第2期阪南市子ども・子育て

支援事業計画」の中に、子どもの貧困対策に関する事業を盛り込む予定です。

また、本市における子どもの貧困対策に資する事業や支援・取組として、以下のものを行っています。

- ・ひとり親の育児に関わる支援策として、ファミリー・サポート・センター事業を利用する際、小学校3年生までの子ども1人に対し、無料利用券を交付。
- ・2歳未満の乳幼児のいる家庭への支援として、出生時と1歳到達時にごみ袋を配布。
- ・保護受給世帯、生活困窮者世帯、就学援助世帯の中学生を対象とした学習支援事業。
- ・共生の地域づくりの一環として社会福祉協議会と連携し、校区内の子どもを対象にした学習支援事業。
- ・スクールソーシャルワーカーを幼小中対象に3名配置。
- ・府費負担スクールカウンセラーを5名、市費のスクールカウンセラーを幼小対象に2名配置。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、福祉部局などの関係諸機関とのさらなる連携を推進。

なお、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業については、本市においては、平成29年10月より実施しております。実施場所は市内の地域交流館で、対象者は生活保護世帯・生活困窮者世帯・準用保護世帯の中学3年生から中学1年生の生徒で、定員は約20名程度で実施しております。

(こども政策課) (こども家庭課) (学校教育課) (生活支援課)

<継続>

(7)子どもの虐待防止対策について (★)

児童虐待を未然に防ぐため、市民に対し「児童虐待防止法」の周知を図ること。特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。

<子育て世代包括支援センター未設置自治体>

貝塚市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、島本町、千早赤阪村 (2019年7月1日現在)

【回答】

児童虐待防止の啓発については、広報誌及び市ウェブサイトへの掲載や、関係機関におけるパンフレットやポスターの設置等により、周知を行っています。

オレンジリボン運動については、特に児童虐待防止推進月間となる毎年11月に、市役所ロビー等にて取組みの展示や啓発グッズの配布等を行い、啓発に努めています。

また、本市は、平成30年4月に子育て世代包括支援センターを設置しています。妊婦との初めての出会いとなる母子健康手帳の交付の機会を大切にし、そこから妊娠・出産・子育てに関する相談に応じており、また、産婦健康診査や産後ケア事業を導入することで、母子保健事業の充実に努め、産後も安心して子育てができる支援体制を整えています。

職員においては、大阪府が実施する母子保健研修やスキルアップ研修に今後も積極的に

参加することで、専門性を高めてまいります。(こども家庭課)(健康増進課)

<新規>

(8)子どもの権利の問題

2019 年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから 30 周年（日本が同条約を批准してから 25 年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。

子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。

【回答】

1989 年に国連で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力する必要性が明記されており、権利の主体である子どもの参画を進めるとともに、学校、家庭、地域など次代を担う子どもたちに関わるすべての環境で子どもの人権を守り、健やかに育つ社会を実現することが重要です。そのために講座や教育講演会等を通じて、子どもの人権の尊重の啓発に取り組んでまいります。(人権推進課)

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

【回答】

少人数での学級設置に関しましては、子ども一人ひとりにより丁寧できめ細かい指導ができることから、学習面・生活面において良好な結果が表れ、非常に有効であると認識しています。

しかし、対象学年の拡充に関しては、大変厳しい財政状況にある本市におきましては早急の対応は困難な状況にあります。本市におきましては、国・府の加配教員を有効に教育活動に活かしながら、子どもたちの学力向上や豊かな心の育成に創意工夫しながら取り組んでいるところです。

教職員の長時間労働の是正に向けましては、タイムカードにより勤務時間を把握し、長時間勤務になっている教職員への働きかけを行っているほか、今年度より夏季休業中に学校閉庁日を設定するなど、教職員の働き方改革を進めております。(学校教育課)

<継続>

(2)奨学金制度の改善について (★)

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

【回答】

給付型奨学金制度や所得連動変換方式など新たな奨学金の制度については、情報把握に努め、市教委の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を継続してまいります。また、奨学金返済支援制度については創設を求めつつ、国や府の動きを見ながら、慎重に検討をしてまいります。(学校教育課)

<継続>

(3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

【回答】

学校教育では、児童生徒が働くことを身近に感じ、働くことに関する知識を身につけ、働くことの意義や働く者の権利・義務などについて学習する機会として、地域で働く方との交流や、職業に関する体験活動等に取り組んでいます。引き続き、キャリア教育を中心に社会人として必要な知識を身につけたり、社会を構成する一員としての意識を醸成したりする教育活動を推進してまいります。(学校教育課)

(4)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

【回答】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) が施行されたことを受けての取組につきましては、これまでも市民対象の人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」において、在日外国人の人権をテーマに取り上げ啓発に取り組んでまいりました。

また、「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、ヘイトスピーチ解消法のリーフレットを参加者に配布し、法施行についての啓発に努めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に関しましては、本市の人権相談事業において、的確な助言を行い、事案に応じて適切な機関の紹介等ができるよう、相談体制を整え、迅速な

対応に努めています。(人権推進課)

<補強>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、阪南市においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答】

多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、性的マイノリティについての理解を促進するための教育・啓発に取り組むことが重要です。本市では、これまで人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等で、LGBTなどの性的マイノリティをテーマに取り上げ、啓発活動に取り組んでまいりました。また、啓発講座実施時のアンケートにおいて、性別に関する設問を無くす等の配慮をしているところです。

また、本市におきまして「同性パートナーシップ条例」については、調査、研究を進めている段階ですが、性的マイノリティに対する偏見や差別を無くすための啓発活動を引き続き行うとともに、行政施設において誰もが利用しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

(人権推進課)

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【回答】

本市では、これまで人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等において、部落差別をはじめあらゆる差別を無くすための啓発活動に取り組んでおり、本年7月に開催した「ヒューマンライツセミナー」でも、部落差別解消法をテーマにした講座を開催しております。

また、「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、部落差別解消法のリーフレットを参加者に配布するなど、今後とも事業所担当課と共に啓発に努めてまいります。

(人権推進課)

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進 (★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

【回答】

食品ロス削減については、ホームページに「減らそう食品ロス」のページを設け、大阪府と府内市町村で作成した「食品ロス削減事例集（みんなで減らそう食品ロス）」を活用し啓発に努めておりますが、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が定められたことから、ホームページと広報はんなん 10 月号で特集を組み、市民の皆さんが取り組めるような身近な食品ロス削減について紹介するとともに、懇親会等での「3010 運動」の更なる促進を図っております。

今後においても、豊かでおいしい食べ物に一人ひとりが感謝の気持ちを持ち、食品ロス削減を促進できるように効果的な啓発活動に取り組んでまいります。（資源対策課）

<新規>

(2) プラスチックごみの問題

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の目標にもなっている。

各市町村の環境事業においても、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リデュース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。

【回答】

本市では、SDGs（持続可能な開発目標）先進都市を目指す大阪の一員として、5 月 30 日（ごみゼロの日）に、「はんなんプラスチックごみゼロ宣言」を行い、市ウェブサイトと広報はんなん 7 月号で、市民の皆さんへ広く周知しております。

また、7 月に作成した阪南市分別収集計画（9 期）では、その宣言に基づきプラスチックごみの削減と 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進について取り組むべき方針を示すとともに、具体的な方策を明らかにしております。

今後においても、一人ひとり身近なところから取り組み、自然溢れる海・河川の環境を次世代のこども達に継承できるよう、更なるプラスチックごみの削減に取り組んでまいります。（資源対策課）

＜継続＞

(3)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

広報誌や市ウェブサイト、フェイスブック等を活用し、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めているところです。

社会問題化しつつあるカスタマーハラスメントについては、カスタマーハラスメントに対する社会の認識を高めていくとの国の動向を踏まえ啓発活動に取り組んでまいります。

（まちの活力創造課）

＜新規＞

(4)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

【回答】

広報誌等を活用し、近年増加傾向にある相談事例や発生する可能性のある事例等を紹介し注意喚起を行うとともに、市ウェブサイトやフェイスブックを活用し特殊詐欺の手口等の迅速な情報発信に努めています。引き続き、関係機関等と連携し、迅速な情報発信、注意喚起に努め、被害の未然防止に努めてまいります。

また、泉南警察署や阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯教室や街頭啓発活動、青色防犯パトロール等により、市民への特殊詐欺被害防止についての啓発を行っています。

なお、特殊詐欺被害防止のための機器の貸し出し、補助等については、財政部局と協議の上、実施の検討をしてまいります。（まちの活力創造課）（生活環境課）

6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

＜補強＞

(1)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に

設置する費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長、また設置後の補修についての助成を国・大阪府に働きかけを行うこと。

【回答】

公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の3者で取り組んでいます。

本市の財政状況を鑑みると、現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難ですが、国に対してホームドアの設置促進に係る財政支援強化等が図られるよう、大阪府市長会を通じて要望しているところです。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。(都市整備課)

<新規>

(2) 高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。併せて、交通空白地帯を作らないよう、公共交通機関の充実をはかること。

【回答】

高齢者を対象とした交通安全講習については、春と秋の年2回実施しています。また、免許証返納制度についても、自治会や老人クラブを通じて周知に努めており、返納後の移動手段の一つとなるセーフティーサポートカー使用に向けての安全運転講習会を、自動車教習所及び泉南警察署とともに実施しています。

また、公共交通施策については、今後、阪南市公共交通基本計画に基づき、公共交通全体の観点から、広域基幹交通、市内基幹交通、地域内交通をネットワーク化することで、公共交通の利用促進を高めたいと考えております。(生活環境課)(都市整備課)

<補強>

(3) 防災・減災対策の充実・徹底 (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよ、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

【回答】

平成27年度に風水害と地震を統合した阪南市総合防災マップを作成し、平成28年4月に全戸配布及び本市ウェブサイトへの掲載を行いました。

本市の防災拠点施設として、市役所に隣接した阪南市防災コミュニティセンター(阪南まもる館)において、防災用品などの防災関連グッズの展示、防災クイズ、防災訓練、防災講演や講座などを実施する等様々な啓発に取り組むとともに、地域での防災訓練や出前

講座等を行っており、今後も様々な取組により、防災、減災対策の啓発を行ってまいります。

また、災害発生時の本市ウェブサイトについては、緊急情報として最新の情報をより早く提供できるようトップページに大きく表示しており、今後も随時わかりやすいよう工夫し、提供してまいります。

なお、昨年度は、本市で実施している、手挙げ同意方式による「災害時要援護者等登録制度」のシステム改修を行ない、支援体制の充実に努めました。

避難行動要支援者名簿につきましては、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めてまいります。
(危機管理課) (市民福祉課)

<継続>

(4)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。

また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

【回答】

災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えております。

次に、自治体間の連携については、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大阪府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っております。

大規模災害発生時には自主防災組織による地域コミュニティーを軸とした「地域の力」が不可欠と考えています。防災訓練の実施や資機材の整備支援に取り組みながら、市全体の防災力を底上げすることに繋がる自主防災組織の組織拡大に努めてきたところです。

次に、帰宅困難者の対応については、大阪府や近隣市町及び事業者等との情報共有を図ることで、連携した帰宅困難者への対応体制の構築を検討してまいります。

次に、在住外国人及び外国人観光客の対応につきましては、現在、市ウェブサイトにおいて、多言語対応版阪南市総合防災マップ（日本語を含む5カ国語（日本語、英語、中国

語、韓国語、ポルトガル語)) を提供しておりますが、迅速な情報発信を含めた支援については、近隣市町と情報共有を行うなど、体制の構築を検討してまいります。(危機管理課)

<補強>

(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

【回答】

集中豪雨や台風による被害防止対策としましては、市民への注意喚起及び土のうの搬入等により対応しております。今後におきましても、可能な限り水害発生を未然に防ぐよう対応してまいります。

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供につきましては、土砂災害警戒区域等を盛り込んだ、総合防災マップを平成 27 年度に作成し、平成 28 年 4 月に全戸配布したことに併せ、出前講座や本市ウェブサイトに掲載することで、市民の皆さんへの周知及び啓発に取り組んでいるところです。

また、今年度から市民が避難に関する情報を直感的に理解できるよう、避難情報に併せて警戒レベルを付して避難のタイミングを伝えることにつきまして、広報や市ウェブサイトで周知を行うとともに、出来るだけ早い段階で避難して頂けるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線やエリアメール及び広報車に加え、大阪府防災情報システムや各種マスメディア等を利用し、避難に関する情報発信に取り組んでおります。(危機管理課)

<継続>

(6)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【回答】

泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っています。

また、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生への抑制に努めるとともに、防犯カメラやドライブレコーダーに録画された映像を警察に提供することにより、犯罪捜査に貢献しています。(生活環境課)

7. 大阪南地域協議会統一要請

<新規>

(1) 関西国際空港への非常時のアクセス手段の確保について

2018年9月に猛威を振るった台風21号の強風によって発生した関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故は、想定外の事故であったと推測されるが、同時に空港連絡橋に偏ったアクセス手段の脆弱性をあらためて露呈することとなった。

関西国際空港連絡橋が破損したことにより、一時3,000人以上の空港利用者等（空港旅客、送迎者、見学者、空港関係職員等）が島内に孤立した。翌日より神戸空港に向けて高速船での救助を開始したが、対岸の泉州地域で居住する空港利用者等は現実的に利用が困難であったことから、多くの帰宅困難者を発生させる事態となった。

このことを教訓に、空港利用者等を対岸である泉州地域に救助するため、各自治体より関西エアポート(株)に対し、早急に防災業務計画の見直しを図るよう強く要請していただくとともに、空港連絡橋および神戸空港航路以外の「非常時のアクセス手段の確保」を目的に、「災害発生時および非常事態発生時に関する協定書」を締結していただくよう併せて要請する。

【回答】

関西国際空港への災害や機能強化等については、これまでも堺市以南9市・4町にて構成されている「泉州市・町関西国際空港推進協議会」において関西エアポート(株)に対し要望活動及び意見交換を行い、泉州市町の課題を共有するとともに国に対しても要望活動しているところです。

また、災害対策については、昨年9月の台風21号による教訓を踏まえ、抜本的な防災機能強化の対策が迅速かつ着実に実施されるよう、要望活動を行っております。

災害などの非常事態発生時に関する対応については、関西国際空港の安全・安心の確保として今後とも「泉州市・町関西国際空港推進協議会」として要望活動及び意見交換会において要望してまいりたいと考えております。(行政経営室)

8. 泉南地区協議会独自要請

<継続・一部修正>

(1) 尾崎駅前周辺の周辺整備について

尾崎駅前においては、朝夕時に駅への送迎等により慢性的な渋滞が発生し、周辺住民及び歩行者は、大変、危険な状況にあります。

また、尾崎駅周辺は、阪南市の商業、医療、行政等の機能が集積する中心的な区域であることから、今後、人口減少、少子高齢化が進んでいく中で、地域の活力を維持していく必要もあります。

以上のことから、渋滞緩和策及び歩行者の安全確保のための歩道整備など駅前の機能向上や環境改善を図るとともに、尾崎駅を中心とした中心地域でのにぎわいの創出などのまちづくりの推進とあわせて、尾崎駅前の周辺整備に取り組まれない。

【回答】

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しています。

こうした課題認識のもと、今年度、歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的として、尾崎駅周辺道路の車道の一方通行規制、道路空間の再配分による社会実験を実施するにあたり、関係機関等と協議調整を図っているところです。

本社会実験の実施や尾崎駅前のにぎわい創出等、できるところから取組を進めてまいりたいと考えております。(都市整備課)

【 担当部署 】

阪南市役所 Tel : 072-471-5678

- < 市長公室 > 人事課・危機管理課・秘書広報課
- < 総務部 > 総務課・人権推進課・行政経営室
- < 市民部 > 生活環境課・まちの活力創造課
資源対策課 (Tel : 072-483-5876)
- < 福祉部 > 市民福祉課・生活支援課
- < 健康部 > 介護保険課・健康増進課
- < こども未来部 > こども家庭課・こども政策課
広域福祉課 (Tel : 072-493-2023)
- < 事業部 > 都市整備課
- < 生涯学習部 > 学校教育課・生涯学習推進室

阪教学第1534号
令和2年1月7日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田中 宏和 様
連 合 大 阪 大 阪 南 地 域 協 議 会
議 長 森 義仁 様
連 合 大 阪 泉 南 地 区 協 議 会
議 長 岸 茂朗 様

阪南市教育委員会
教育長 橋本 眞一

「学校の働き方改革」に関する要請に対する回答

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本市教育行政運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2019年12月18日付「学校の働き方改革」に関する要請に対し別紙のとおり回答いたします。

今後とも、本市教育行政の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当部署】

阪南市教育委員会事務局
生涯学習部
理 事 神藤 直樹

電 話：072-471-5678（内線 2350）
F A X：072-473-3504
E-mail：n-shintou@city.hannan.lg.jp

(別紙)

1. すべての学校で、I C Tやタイムカードなどにより、教員が業務に従事している時間を「在校等時間」として客観的に把握し、勤務時間管理を徹底すること

【回答】

阪南市教育委員会といたしましても、業務改善を進めていく第一歩は、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間の把握であるという考えのもと、平成30年度より全ての小・中学校にタイムカードを導入いたしました。

また、毎月、全ての教職員の自宅での業務時間数も含めた時間外・休日業務時間数を各学校から阪南市教育委員会に報告させ、時間数の多い教職員がいる学校へ指導を行っています。

2. 「勤務時間の上限に関するガイドライン」に掲げられている、時間外労働の上限（原則月45時間、年360時間）について、各学校が順守できる環境を整備し、実効性を確保すること

【回答】

本市におきましては、各学校の実情に応じて「一斉退勤日」の実施や「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」などを実施し、教員の時間外勤務時間の削減に努めています。

また、今年度から、学校業務の閑散期となる8月13、14、15日に「学校閉庁日」を設定しました。この3日間は、児童・生徒の登校を原則禁止し、学習指導、進路指導、部活動指導等校務全体を休止することで、教職員にとって休暇（年次休暇・夏期特別休暇等）を取得しやすい校内体制を整え、教員の心身の健康増進を図っています。

さらに、授業で使用する教材等の印刷や物品の準備・後片付けのような補助的業務を担う人材の配置ができるよう、次年度予算の獲得に努めているところです。

3. 学校が担っている業務について、「教員が専門性を発揮できる業務かどうか」などの観点から、①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務、③教員の業務に仕分け、教員の業務及び勤務時間を削減すること

【回答】

国の中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申で【基本的には学校以外が担うべき業務】として

登下校に関する対応

放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応

学校徴収金の徴収・管理

地域ボランティアとの連絡調整

が挙げられています。

本市において、「登下校に関する対応」については、地域の方が登下校の見守り活動に以前から熱心に取り組んでいただいています。

「放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応」については、青少年指導員や地域教育協議会による放課後から夜間などにおける見回りなどがあり、また、児童生徒が補導されたときの対応についても、原則保護者対応となっています。

「学校徴収金の徴収・管理」や「地域ボランティアとの連絡調整」についても、今後、改善のための研究・検討を進める必要があるものと認識しています。

4. 「一年単位の変形労働時間制」は、教員が年間を通して多忙な現状のままでは、期待できない。休日の増加と日常的な長時間労働の是正につながることを目的として慎重に協議すること

【回答】

新しい制度であり、今後も研究・協議を慎重に進める必要があるものと認識しています。